

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県原子力災害被災農業者営農再開等支援基金条例
- 福島県営住宅等条例の一部を改正する条例
- 福島県都市公園条例の一部を改正する条例
- 福島県立特別支援学校条例の一部を改正する条例
- 福島県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

条 例

大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、福島県原子力災害被災農業者営農再開等支援基金条例、福島県営住宅等条例の一部を改正する条例、福島県都市公園条例の一部を改正する条例、福島県立特別支援学校条例の一部を改正する条例及び福島県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県条例第七十六号

大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例（平成十九年福島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年十二月十日」を「平成三十三年十二月十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福島県条例第七十七号

福島県原子力災害被災農業者営農再開等支援基金条例

（設置）

第一条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の被災農業者の営農再開等を支援する事業に要する資金を積み立てるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、福島県原子力災害被災農業者営農再開等支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（繰替運用）

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

（運用純益金の処理）

第五条 基金の管理及び運用から生じた収益の額が基金の管理及び運用に要した経費の額を超過した場合におけるその超過する額に相当する額は、これを基金に編入するものとする。

（運用益金等を計上すべき予算）

第六条 基金の管理及び運用から生ずる収益並びに基金の管理及び運用に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に必要なる事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（農林企画課）

福島県条例第七十八号

福島県営住宅等条例の一部を改正する条例

福島県営住宅等条例（昭和三十五年福島県条例第十九号）の一部を次のように改正

（水・大気環境課）

する。
別表第三中「川内村」を「川内村 葛尾村」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県営住宅等条例別表第三の規定は、平成二十八年六月十二日から適用する。

(建築住宅課)

福島県条例第七十九号

福島県都市公園条例の一部を改正する条例

福島県都市公園条例（昭和五十四年福島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

(仮設の施設)

第七条の二 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十二条第十号の条例で定める仮設の施設は、次の表のとおりとする。

公園名	場所	施設
あづま総合運動公園	多目的運動広場	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。以下「特措法」という。）第三十一条第一項に規定する除去土壌等（中間貯蔵施設（本県の区域内において発生した除去土壌等及び特定廃棄物（特措法第二十条に規定する特定廃棄物をいう。）（以下これを「県内除去土壌等」という。）の処理を行うために設置される一群の施設であつて、県内除去土壌等の貯蔵施設及び受入施設、分別施設又は減量施設から構成されるものをいう。）に搬入するまでの間、仮置きするものに限る。）の置場

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(まちづくり推進課)

福島県条例第八十号

福島県立特別支援学校条例の一部を改正する条例

福島県立特別支援学校条例（昭和三十九年福島県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表福島県立石川養護学校の項の次に次のように加える。

福島県立たむら支援学校

田村市

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(特別支援教育課)

福島県条例第八十一号

福島県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

福島県警察の組織に関する条例（昭和二十九年福島県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中第二十四号を第二十五号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第三条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事。

附 則

この条例は、平成二十八年十一月三十日から施行する。

(警 務 課)